

2014年5～6月 テスト会

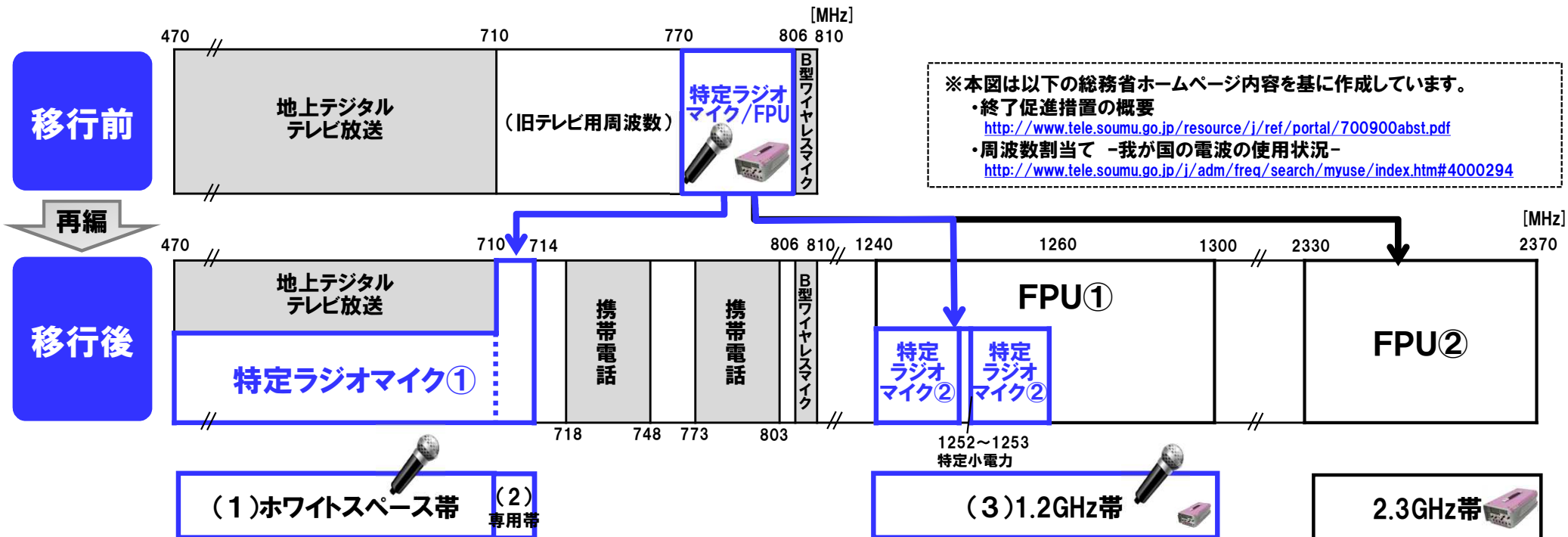
# 特定ラジオマイクの周波数移行について

一般社団法人 700MHz利用推進協会  
Association of 700MHz Frequency Promotion



# 周波数移行の概要

# 周波数移行の概要



## 自由に移行先周波数を選択

	(1) ホワイトスペース帯	(2) 特定ラジオマイク専用帯	(3) 1.2GHz帯
周波数	470～710MHz	710～714MHz	1240～1260MHz (1252～1253MHzを除く)
利用可能場所	地デジに混信影響を与えない場所 (総務省が公表する「特定ラジオマイクチャンネルリスト」に掲載のある施設・場所のみ利用可能)	日本全国どこでも運用可能 但し、710-711MHzは、特定ラジオマイクチャンネルリストのTV52CHに○印記載の場所に限る	日本全国どこでも運用可能
参入メーカー	シュア、ゼンハイザー、ソニー、バイヤーダイナミック、レクトロソニックス、マイプロ		パナソニック、ソニー

# 終了促進措置とは？

終了促進措置とは、既存無線局(FPU・特定ラジオマイク)が免許の期限よりも早期に移行する場合に、新たに周波数を使う者(携帯事業者4社)が、費用を負担する電波法の新しい仕組みです。

免許人の皆様には、2015年3月31日までの周波数移行をお願いしております。

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
		△ 2015年3月31日 終了促進措置完了目標	←			△ 2019年3月31日 免許の使用期限

# 費用負担の範囲

## 無線設備の 取得費用

(無線設備・附属設備)

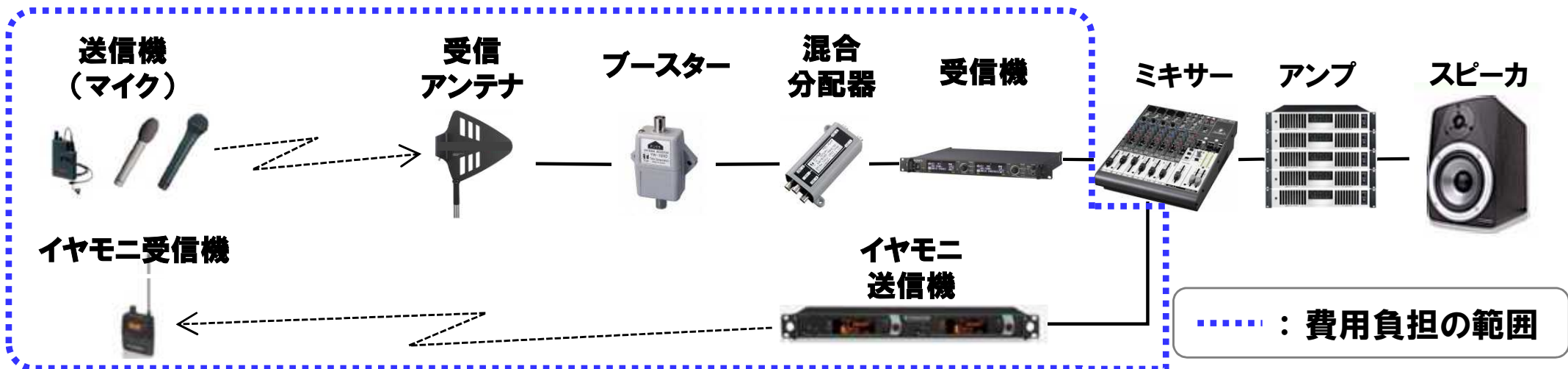
## 無線設備の 工事費

(設置・撤去・産廃)

## 免許申請 等手続き 費用

同等の運用を確保して頂けるようご希望の機種にてご相談を承ります。

### 【費用負担の範囲イメージ図】



詳細な費用負担の範囲は、免許人様とご相談の上決定致します。

※ 新機器導入後も、引き続きご利用頂けるインターフェース可能な機器は、負担の対象外となります。

# 早期移行キャンペーン

- (1) 電波利用料相当額(1年分)を負担
- (2) テスト経費の一部キャッシュバック

**キャンペーン1**  
電波利用料相当額(1年分)を当協会が負担

新機器導入に伴い発生する「電波利用料相当額」について、初回支払の1年分を当協会が負担致します。

【ご負担方法】  
免許人様にて電波利用料を納付頂いたのち、納付済み領収証書コピーを添えて、当協会宛にご請求ください。当協会にて相当額を補填致します。\*1

\*本キャンペーンは、総務省の電波利用料制度とは一切関係ございません。

**キャンペーン2**  
テスト経費の一部当協会が負担  
(新周波数対応特定ラジオマイクお試しキャンペーン)

周波数移行に伴うテストに要した経費の一部を当協会が負担します。

【テスト経費の負担額】  
①稼働費 最大2万円/無線局  
②その他経費 最大17万円/テスト実施場所  
\*詳しくはキャンペーンチラシをご覧ください

**〈早期移行キャンペーン適用条件〉**

2014年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2015年	1月	2月	3月	4月
<b>1</b>	電波利用料相当額(1年分)を当協会が負担													
	2014年8月31日までに新機器導入の契約(物品売買又は工事請負契約)を締結した無線局													
<b>2</b>	テスト経費の一部当協会が負担													
	2014年8月31日までに終了促進措置が完了した無線局													
	2014年8月31日までに基地局開設に合意頂き、2015年3月31日までに終了促進措置が完了した無線局*2													

8月31日迄  
3月31日迄

# 移行先周波数の特徴

# 移行先周波数の特徴

	TVホワイト スペース	710~714MHz	1.2GHz
運用 場所	チャンネルリスト に記載の場所	全国自由 (※1)	全国自由

**※1**:710~711MHzは地デジ(52ch)の隣接チャンネルにあたり、ホワイトスペース帯と同様にチャンネルリストで利用場所が指定されます。



# 運用形態と移行先周波数

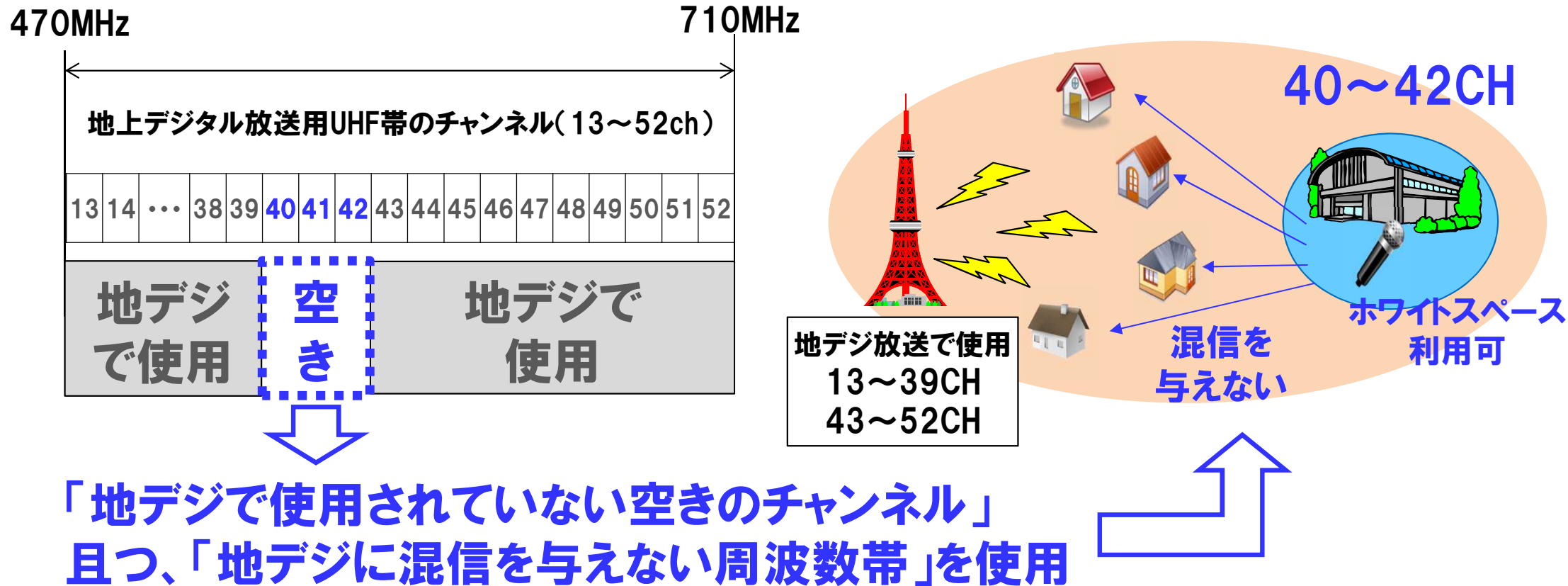
特ラ機構 の分類	運用 形態	定義	利用可能 周波数帯
固定 会員	固定型	ホール 劇場など  据え付け固定して運用	<b>WS帯</b> <b>1.2GHz</b> <b>710-714MHz</b>
移動 会員	可搬型	全国ツアー など  機器をホールに持ち込んで運用	<b>1.2GHz</b> <b>710-714MHz</b>
	移動型	バスロケなど  移動しながら運用	<b>1.2GHz</b> <b>711-714MHz</b>

# TVホワイトスペース 特定ラジオマイク チャンネルリスト

# TVホワイトスペースとは？

地デジ放送波で使用されていない「空きチャンネル」を他のシステムが活用し、電波を有効利用する仕組み。

## 【イメージ図（例）】



※各場所毎に地デジ空きチャンネルかつ混信を与えない周波数は異なります

# TVホワイトスペース特定ラジオマイクチャンネルリストとは？

一次業務の地デジ放送に混信を与えないよう特定ラジオマイクが使用可能な運用場所・周波数を示したリスト。

## 利用可能な運用場所

## 利用可能な周波数（○表示）

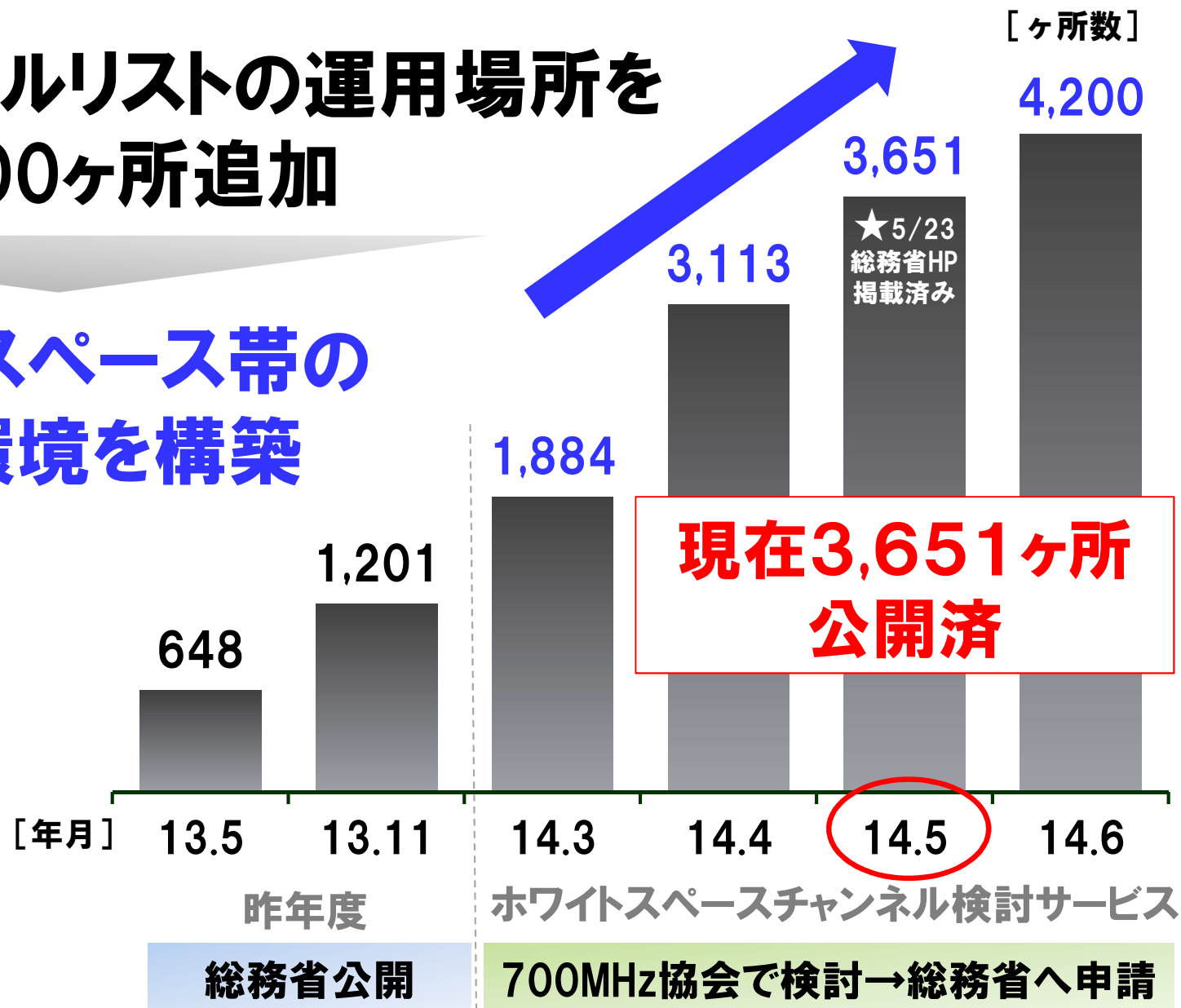
住所	施設名	区分	適用エリア	チャンネル																											
				13ch	14ch	15ch	・	33ch	34ch	35ch	36ch	37ch	38ch	39ch	40ch	41ch	42ch	43ch	44ch	45ch	46ch	47ch	48ch	49ch	50ch	51ch	52ch				
東京都豊島区西池袋1-8-1	東京芸術劇場	屋外			○					○	○		○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都豊島区西池袋1-8-1	東京芸術劇場	屋内	プレーハウス	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都豊島区東池袋3-1-2	サンシャインシティアルパB-1	屋外			○					○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都豊島区東池袋3-1-4	サンシャイン劇場	屋外			○					○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都豊島区東池袋3-1-4	サンシャイン劇場	屋内	サンシャイン劇場		○					○	○		○		○					○	○	○	○		○	○	○	○	○		
東京都北区王子1-11-1	北とびあ	屋外		○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都北区王子1-11-1	北とびあ	屋内	さくらホール	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都荒川区荒川7-50-9	ムーブ町屋	屋内	ムーブホール	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都練馬区豊玉北6-12-1	練馬文化センター	屋外			○					○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都練馬区豊玉北6-12-1	練馬文化センター	屋内	大ホール	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

URL: <http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/radio/index.htm> (総務省 電波利用ホームページ内)

# チャンネルリスト追加の取り組み

今春中にチャンネルリストの運用場所を  
約3,000ヶ所追加

ホワイトスペース帯の  
運用環境を構築

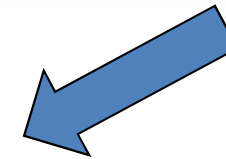


# チャンネルリストの読み方

## ○が単独の場合

### 前後に使用可能なチャンネルが無い「48ch」の場合

住所	施設名		チャンネル									
			14	15	16	17	18	...	47	48	49	
東京都 〇〇区	〇〇 劇場	屋内		○	○	○					○	



GB (1MHz)	4MHz	GB (1MHz)	GB (1MHz)	4MHz	GB (1MHz)	GB (1MHz)	4MHz	GB (1MHz)
47ch			48ch			49ch		



**4MHz幅**

※GB=ガードバンド

# チャンネルリストの読み方

## ○が3つ連続する場合

使用可能なチャンネルが連続している「15～17ch」の場合

住所	施設名		チャンネル									
			14	15	16	17	18	...	47	48	49	
東京都 〇〇区	〇〇 劇場	屋内		○	○	○					○	



GB	4MHz	GB	GB	4MHz	GB	GB	4MHz	GB	GB	4MHz	GB	GB	4MHz	GB	
14ch				15ch		16ch			17ch					18ch	

※GB=ガードバンド

**5MHz + 6MHz + 5MHz**



**16MHz幅**

# チャンネルリスト(留意事項について)

総務省HP: 特定ラジオマイクのTVホワイトスペースチャンネルリスト抜粋

## 【アナログ特定ラジオマイク】 ホワイトスペースチャンネルリスト

### 【留意事項】

- このチャンネルリストは、TVホワイトスペース帯(470MHz~710MHz)において、アナログ特定ラジオマイク\*の各運用地点(使用施設)で使用可能なチャンネル(周波数)を表したものです。
- 各運用地点において、周辺の地上デジタルテレビジョン放送(以下「地デジ」という。)の受信に干渉を与える恐れが少ないことが計算により確認されたチャンネルを使用可能チャンネルとして「○」で表示しています。
- 各施設等で適用される範囲は、当該施設等の構内(敷地内)とし、敷地外等の周辺は含みません。
- 使用可能なチャンネルは、区分で屋内の場合は適用エリアに記されている場所での使用\*、屋外の場合は特に適用エリアが指定されていない場合は地上(GL)での使用において適用されるもので、それ以外の場所や高さでは別途検討が必要です。

\* 適用エリア以外であっても、当該施設内において遮蔽損失の実測場所と同等以上の遮蔽損失が見込める構造である場所、かつ、遮蔽損失の実測場所と同一階又は低い階の場所は、適用エリアの使用可能チャンネルを適用することができます。

また、屋内の1階エリアにおいては、屋外の使用可能チャンネルを適用することができます。

- 今後、新たな地上デジ用中継局の設置や周波数の変更等により、使用可能なチャンネルに変更が生じる場合があります。
- 「○」が表示されている使用可能チャンネルであっても、想定外の電波伝搬や地理的条件で地デジの受信電界強度が弱い状況で受信している地域がある等により地デジの受信に影響が生じる場合があります。

※送信出力10mWで算出



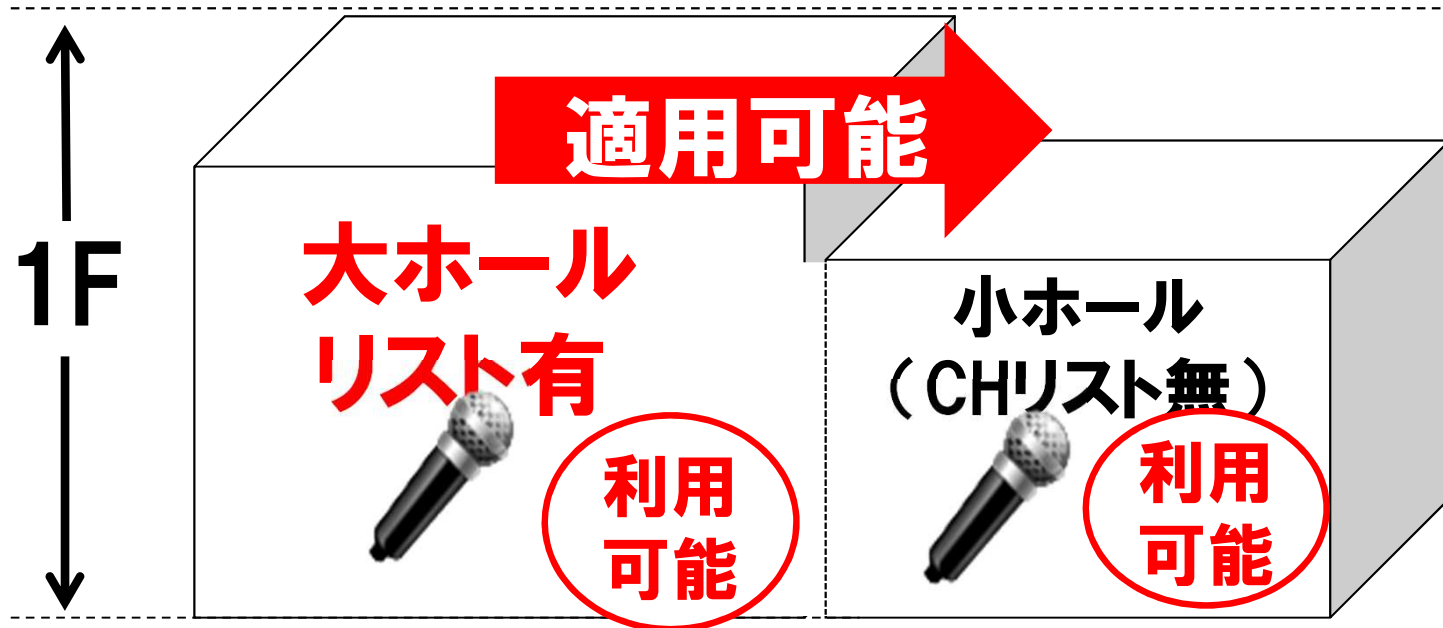
# チャンネルリスト 留意事項の解説

**※ 適用エリア以外であっても、当該施設内において遮蔽損失の実測場所と同等以上の遮蔽損失が見込める構造である場所、かつ、遮蔽損失の実測場所と同一階又は低い階の場所は、適用エリアの使用可能チャンネルを適用することができます。**

**また、屋内の1階エリアにおいては、屋外の使用チャンネルを適用することができます。**

# 【ケース①】

同一施設内 大ホールと小ホールが同一フロア



**大ホールのCHリストで、小ホールも利用可能**

大ホール⇔小ホールが同等以上の遮蔽損失が見込める構造(壁の構造や扉の構造が同等以上等)の場合に限ります。

# 【ケース②】

## 3階ホールBがCHリスト掲載されている場合



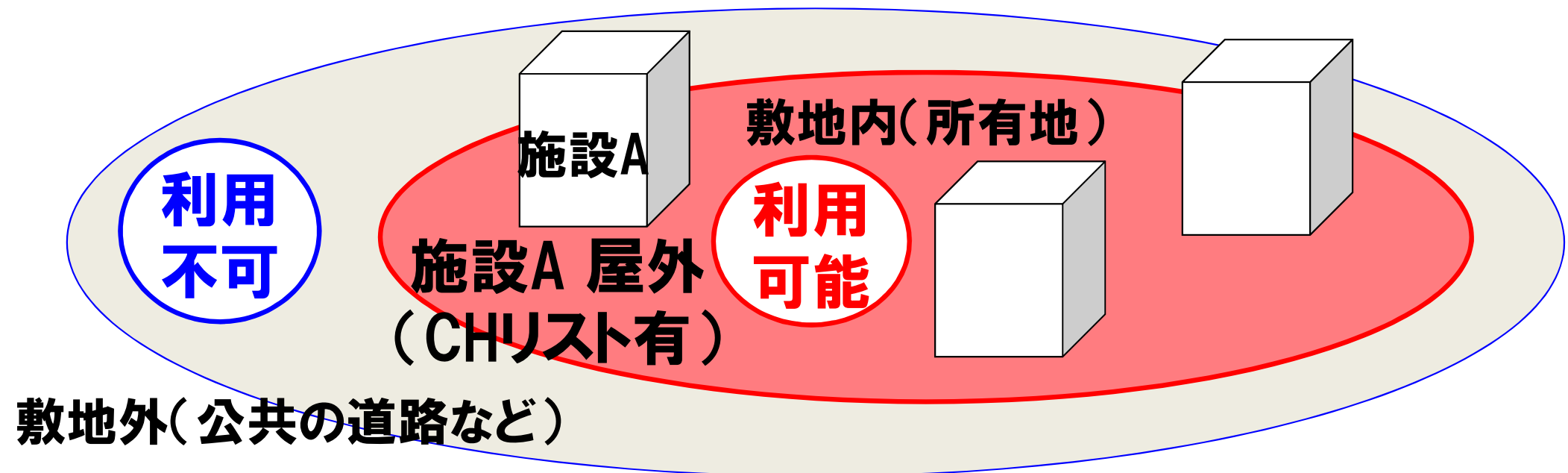
ホールC～Dは、ホールBよりも低い階のため、ホールBのチャンネルリストで利用可能。

ホールB～Dが同等以上の遮蔽損失が見込める構造（壁の構造や扉の構造が同等以上等）の場合に限ります。

## 【ケース③】

各施設等で適用される範囲は、当該施設等の構内(敷地内)とし、「敷地外等の周辺」は含みません。

### 1 施設の屋外登録で同一敷地内(所有地)が利用可能

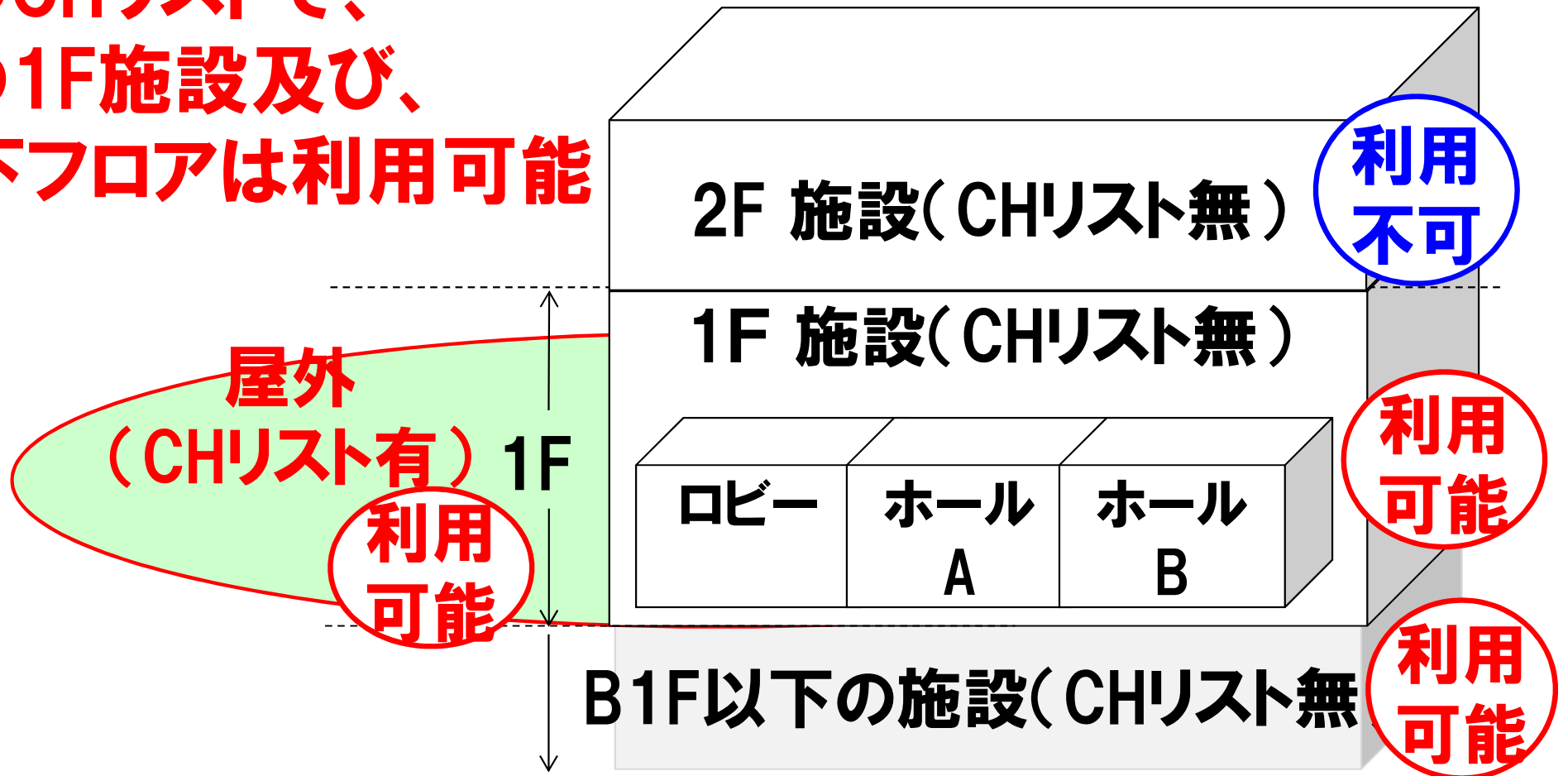


【補足】 広大な敷地の場合、場所によって利用可能なCHが異なる場合があります。そのため、適用エリアに表示されている場所(空白の場合はその施設)が利用可能な場所になります。

# 【ケース④】

屋内の1階エリアにおいては、  
屋外の使用可能チャンネルを適用することができます。

屋外のCHリストで、  
屋内の1F施設及び、  
1F以下フロアは利用可能



# 新機器導入のお願い

# 新機器導入のお願い

STEP1	ご希望機種のご選定	<p>同等の運用を確保して頂けるようご希望の機種にてご相談を承ります。</p> <p>SENNHEISER SHURE beyerdynamic LECTORSONICS SONY Panasonic</p>
	メーカー・販売店のご紹介	<p>ご要望に応じて、メーカー・販売店担当者より、機器の特徴など詳しくご説明させていただきますので取次会社担当者までお申し出ください。</p> <p>メーカー・販売店のご紹介</p>
	機種決定後に取次会社担当者へご連絡	<p>導入機種決定後、取次会社担当者にご連絡下さい。取替え内容のご相談を開始させていただきます。</p>
STEP2	取替内容のご相談	<p>免許人様と販売店または工事業者とで、現在と同等の運用を確保するために必要な範囲内で取替内容(システム構成、本数、付属品等)について、ご相談させていただきます。</p> <p>システム構成のご相談イメージ図</p> <p>システム構成</p> <p>アンテナ B</p> <p>アンテナスタンド H</p> <p>ラック C</p> <p>分配器 b</p> <p>受信機 E</p> <p>受信機カスケードケーブル F</p> <p>付属品</p> <p>本数</p> <p>ボディバック A1</p> <p>ハンドマイク A2</p>
	取替内容の確認	<p>ご相談頂いた取替内容について、当協会がご確認させていただきます。(必要に応じてご調整させていただきます)</p>
STEP3	物品売買契約の締結(免許人様-販売者-当協会)	<p>新機器導入の契約を3者間で締結させていただきます。並行運用の期間は、新機器納品後2か月間を目途にお願いいたします。</p> <p>3者間契約</p> <p>免許人様</p> <p>販売店様 工事店様</p> <p>700MHz 利用推進協会</p> <p>物品売買及び譲渡に関する契約 又は 工事請負及び譲渡に関する契約</p> <p>並行運用期間の目安</p> <p>旧機器の運用</p> <p>期間: 最大2ヶ月</p> <p>新機器の運用</p>
	免許申請の準備	<p>契約締結後、当協会にて免許申請を実施致しますので、取次会社へ必要書類のご提出をお願い致します。</p> <p>委任状等</p>
STEP4	新機器の納品・工事完了	<p>納品後、免許人様に納品確認 又は 工事完成検査をお願い致します。問題無いことを確認後、販売者へ必要書類のご提出をお願い致します。</p> <p>新機器納品</p> <p>【工事業】納品書 受領印付</p> <p>【工事業】検査合格書</p>
STEP5	免許許可・運用開始	<p>免許許可となりましたら、免許状をお渡しします。これにより新機器が運用開始可能となります。</p> <p>免許状</p> <p>新機器運用開始</p>
STEP6	旧機器の廃止	<p>保有されている全ての旧機器の移行(廃棄)が完了しましたら、移行完了報告書のご提出をお願い致します。</p> <p>移行完了報告書</p>

## 導入する新機器のご決定

## ご担当の取次会社まで お申し付けください

## 具体的な手順を 詳しくご説明

# 新機器導入までの最短スケジュール

新機器運用開始まで 約4～6か月

お早目のお申し込みをお願い致します。

新機器運用開始

- 基本合意
- 機器売買契約

1～2ヶ月

機器納品

2～3ヶ月

メーカー、機種により納期は異なります

免許取得

1ヶ月

並行運用の場合

2ヶ月

旧機器廃止



**本日のテスト会で新機器の性能をご確認頂き、  
機器の選定にお役立てください。**

**ご清聴ありがとうございました。**

**一般社団法人 700MHz利用推進協会**

公式ホームページ <http://www.700afp.jp/>

公式facebook (特定ラジオマイク最新情報) <https://www.facebook.com/700afp>